

No. 522

建設業

建設産業の今を伝え
未来を考える

しんぶん

10

Oct. 2020

建設業における
新型コロナウイルス
感染予防対策
取り組み事例のご紹介



実現しよう

土曜が休める 建設産業

日建協加盟組合

青木あすなろ建設職員組合

浅沼組職員組合

安藤・間職員組合

奥村組職員組合

鴻池組労働組合

五洋建設労働組合

佐藤工業職員組合

佐藤秀労働組合

シミズユニオン

鈴与三和グループ労働組合

銭高組労働組合

大鉄工業労働組合

大日本土木労働組合

大豊建設労働組合

鉄建建設職員組合

東鉄工業労働組合

東洋建設職員労働組合

戸田建設職員組合

飛鳥建設労働組合

中山組職員労働組合

西松建設職員組合

日本国土開発コミュニケーション協議会

日本総合住生活労働組合

野村労働組合

ピーエス三菱労働組合

フジタ職員組合

松村組職員組合

馬淵建設職員組合

丸彦渡辺建設職員組合

三井住友建設社員組合

宮地建設工業労働組合

名工建設職員組合

横河ブリッジ労働組合

りんかい日産建設職員組合



後援 内閣府 厚生労働省 国土交通省 一般社団法人日本建設業連合会 一般社団法人全国建設業協会 一般社団法人日本建設業経営協会 一般社団法人情報通信エンジニアリング協会 建設業労働災害防止協会 一般財団法人建設業振興基金 公益社団法人日本建築士会連合会 公益社団法人日本建築家協会 一般社団法人日本コンストラクション・マネジメント協会 JCCA 一般社団法人建設コンサルタンツ協会

4週8閉所ステップアップ運動

日建協は土曜閉所を増やす運動に取り組んでいます

11月は時短推進強化月間です

ワーク・ライフ・バランス実現のために建設産労懇の仲間とともに土曜閉所に取り組んでいます
(日建協・全電工労連・基幹労連建設部会・道建労協・通建連合・長谷工グループ労働組合)



今回のポスターのキャッチフレーズは、富田彬夫さん(飛鳥建設労働組合)の作品です。



カエル・ジャパン
Changel JPN



日建協

2020.11

CONTENTS

特集

建設業における新型コロナウイルス
感染予防対策取り組み事例のご紹介

02

- 【1】建設現場において講じるべき具体的な対策
- 【2】感染者が確認された場合の対応
- 【3】おわりに

FOCUS

工業高校紹介

仙台市立仙台工業高等学校

08

■インタビュー：櫻井 慎 先生

PRESCRIPTION

日本経済の動向

10

■新型コロナウイルスと不動産市場

建設経済の動向

11

■台頭する建設スタートアップ

連載 働き方改革関連法案に対応!!
建設業の労務管理

12

■【第9回】
労働契約について

連載 かわいい土木【第33回】

14

■象の鼻
／神奈川県横浜市

建設業取引適正化推進期間

16

いつでもチェック!!

建設業
しんこうWeb建設産業の今を伝え
未来を考える『建設業しんこう』は
Webでも
ご覧いただけます。

しんこうWeb

検索

<https://www.shinko-web.jp/>メルマガ登録は
コチラから!



特集

建設業における 新型コロナウイルス 感染予防対策 取り組み事例のご紹介



新型コロナウイルス感染の広がりを受けて、国土交通省では「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(令和2年5月14日(令和2年8月25日改訂版))」を策定しました。これは「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和2年5月25日変更)」(以下、対処方針)や新型コロナウイルスの感染症専門家会議の分析・提言等を踏まえ、事業者の建設現場やオフィスにおいて、建設現場等の実態に応じた感染予防対策を行う際の基本的事項について整理したガイドラインです。

建設業は社会資本整備の担い手であると同時に、災害時には最前線で地域社会の安全・安心の確保を担う「地域の守り手」として社会的使命を果たしていく必要があります。事業者は対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、ガイドラインに示された「感染防止のための基本的な考え方」と「講じるべき具体的な対策」等を踏まえ、必要に応じて衛生委員会を開催し、建設現場等の様態等に考慮した創意工夫を図ることが求められます。特に、「三つの密」が生じやすいと考えられる建築工事の現場やオフィスにおいては、感染防止対策の徹底に注意が必要です。

右ページよりガイドラインの一部を抜粋し、建設現場における具体的な対策として、朝礼・KY活動における取組事例や、現場事務所等での業務・打合せに関する取組事例、感染者が確認された場合の対応など様々な取り組みをご紹介しますので、ご参照ください。

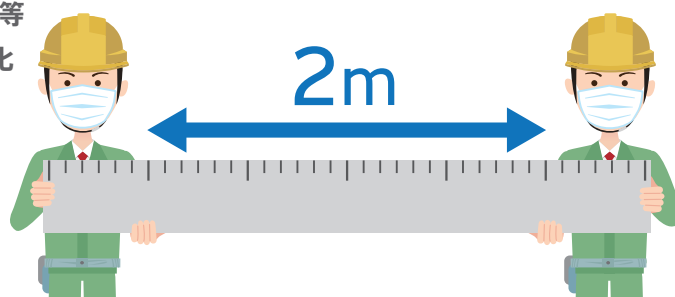
【1】建設現場において講じるべき具体的な対策

建設現場における対応

- ・ 従業員や作業員に対し、出勤前に、体温や新型コロナウイルスへの感染を疑われる症状の有無を確認させる。体調の思わしくない者には各種休暇制度の取得を奨励する。また、勤務中に体調が悪くなった従業員は、必要に応じ、直ちに帰宅させ、自宅待機とする。
- ・ 現場入場時の体温測定等、個々の建設現場において適切な健康管理を実施する。
- ・ 現場状況等を勘案しつつ、消毒液（アルコール等）の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒を実施する。
- ・ 現場でのマスクやフェイスシールド等の着用や手洗いを励行する。
- ※ 熱中症対策のため、夏期の気温・湿度が高い時期においては、屋外で人と十分な距離（少なくとも2 m以上）が確保できる場合にはマスクを外すほか、「新型コロナウイルス対策に伴う熱中症リスク軽減等のための取組事例」等を参考として、現場の状況に応じた熱中症対策に取り組む。
- ・ 朝礼・点呼や現場事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩等、現場で多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業等においては、他の作業員とできる限り2 mを目安に一定の距離を保つことや、作業場所の換気の励行等、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期す。
- ・ 事業所内に感染防止対策を示したポスター（保健所等の連絡先を明記することが望ましい）やロゴ、看板を設置し、「三つの密」回避等の意識向上と作業姿勢の定着を図る。
- ・ 内装工事や仮設昇降機内などで閉鎖もしくは狭い空間に多人数が集まる場面では、マスク着用は元より、工事エリアごとに区画を設定し、人数制限を設けるほか、扉・窓の開放による自然換気、換気装置の設置などにより、感染を予防する。

■ 朝礼・KY活動における取組事例

- 朝礼時の配列間隔の確保
- 対人間隔が確保困難な場合等の朝礼の参加人数の縮小等
- 伝達事項等に即した朝礼等の時間短縮や内容の効率化
- 肩もみ等の接触を伴う活動の省略
- マスクの入手が困難な場合の指差し呼称の省略
- 朝礼時の体温測定等
- テレビ通話ツール等の利用による
現場・事務所間の遠隔開催 等



作業員間の一定距離の確保



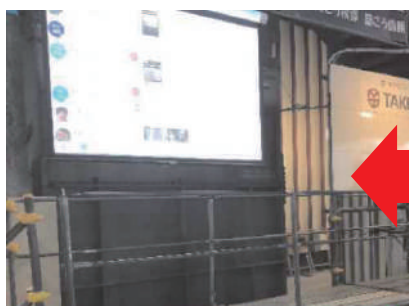
立ち位置をマーキングして配列間隔を確保



朝礼広場の
職長の立ち位置



サーモグラフィーカメラによる体温測定



現場と事務所間で中継用機器を使用して遠隔開催



■ 現場事務所等での業務・打合せに関する取組事例

- 事務作業時の対人間隔の確保や窓等の開放による換気
- Web(TV)会議やメール・電話による対面の打合せ等の削減
- 対面での打合せ等を行う場合には十分な対面距離を確保
- 時間差による打合せの分散化や、打合せ時間の短縮・人数の縮小
- 現場事務所等での空気清浄機の使用 等



打合せ時の十分な対面距離の確保



Web会議による打合せ



現場事務所での対人間隔の確保と換気



空気清浄機を設置

■ 内装工事等、室内の現場における取組等

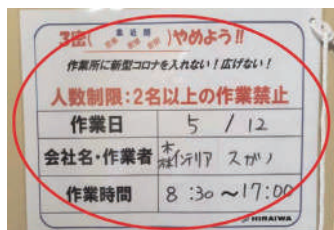
- 内装仕上げや設備工事等の室内の作業では、工事エリアごとに区画を設定して作業
- 狭い場所や居室での作業は、広さ等に応じて入室人数を制限して実施
- 大部屋での作業等においても、あらかじめ工程調整等を行ってフロア別に人数を制限
- 室内には換気装置を設定し、換気を実施
- 工程管理や内装仕上の確認・是正にWebカメラや通信端末等を利用し、遠隔で実施
- 作業用エレベーターは3密回避のための使用のルール化



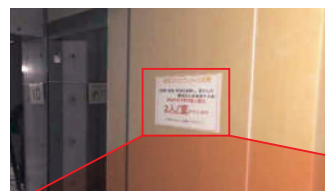
通信端末で内装仕上の確認・是正



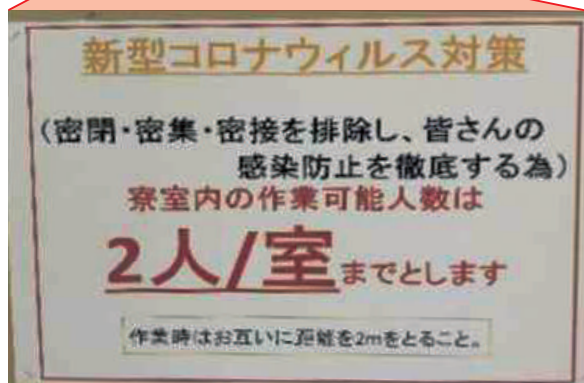
工事エリアの区画を設定して作業



作業場所の広さ等に応じて
作業所の人数を制限
(居室等への入室制限)



内装工事等、住戸内・密室内の作業では
人数を制限し、ポスター等の
掲示で周知





大部屋での作業も、フロア別に工程分けや人数を制限し実施



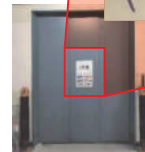
送風機を稼働し、埃を外部へ排出



Webカメラを利用した遠隔検査



工数を分けて少人数で作業



作業用エレベーターの
使用のルール化(定員を1~3名
程度に限定、ポスター掲示)

- ▶ ドアノブ、電気のスイッチ、パソコン、タブレット、工具、手すり、エレベーターのボタン、ゴミ箱、電話、共有のテーブル・いす等の共有設備について、洗浄・消毒を行う。
- ▶ 特に、重機や車両のハンドル、操作レバー等複数の従業員が頻繁に触れる箇所についてはこまめに消毒を行う。必要に応じ、車両運転時に使い捨てのゴム手袋等を着用する。
- ※設備や器具の消毒は、アルコール(エタノール又は2-プロパノール)あるいは0.05%の次亜塩素酸ナトリウム溶液等、当該設備・器具に最適な消毒液を用いる。
- ※60%のアルコール濃度の製品でも消毒効果があるとする報告もあることから、アルコール(エタノール又は2-プロパノール)(70%)が手に入らない場合は、エタノール(60%台)による清拭も許容される。
- ※有効塩素濃度0.008%以上の次亜塩素酸水についても、汚れをあらかじめ落とし、十分な量で表面をヒタヒタに濡らした状態での拭き掃除は有効とされている。^{※1}
- ※家庭用洗剤等も有効性が確認されている。^{※1}
- ・ ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液等がついたゴミがある場合はビニール袋に密閉する。ゴミの回収等清掃作業を行う作業員は、マスクや手袋を着用し、作業後に手洗いを徹底する。
- ・ 環境省と厚生労働省が示している「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント^{※2}を踏まえつつ、気温及び湿度が高い日においては、上記資料等を参考とし、現場の状況に応じて新型コロナウイルス対策に伴う熱中症リスクの軽減等に取り組む。
- ・ なお、熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される際に、熱中症予防行動を効果的に促すことを目的とした情報提供「熱中症警戒アラート(試行)」^{※3}(以下「アラート」という。)が関東甲信地方で実施されていることも踏まえ、アラートが発表された際は、特に熱中症予防対策を徹底する。

※1…経済産業省「新型コロナウイルスに有効な界面活性剤及び次亜塩素酸水を公表します(最終回)」
(<https://www.meti.go.jp/press/2020/06/20200626012/20200626012.html>)

※2…環境省・厚生労働省リーフレット「令和2年度の熱中症予防行動」
(https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/20200526_leaflet.pdf)
環境省「令和2年度の熱中症予防行動の留意点について～『新型コロナウイルスを想定した『新しい生活様式』における熱中症予防～」
(https://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020/heat_illness_prevention_2020.pdf)
厚生労働省「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_coronanettyuu.html)

※3…気象庁「熱中症警戒アラート(試行)」が始まります」
(https://www.jma.go.jp/jma/press/2006/16a/20200616_nettyusyou.html)

■ 現場作業や移動時の取組事例

- 作業員の配置のブロック分けによる密接した作業の回避
- 車両での移動時の同乗・相乗りを避け個別の移動を励行
- 現場と自宅の直行直帰の推奨
- 重機や車両等の操作前の消毒等の徹底
- 密室・密閉空間での換気や送風機等の使用の励行 等



作業員の配置をブロック分けし密接した作業を回避



現場移動では同乗を避けて個人で移動



作業場所では定期的に換気する

現場の手洗い場所の増設



テレワーク中の担当者でも、自宅のPC等で確認・指示・注意を行うことができ、テレワークの活用と現場における対人接触の低減に資する



ハンドルやレバー等のアルコール消毒の徹底

■ 食事・休憩時における取組事例

- 休憩室等の窓・ドア等の常時開放や定期的な換気の励行※4
- 車中における食事・休憩の励行、休憩時間の分散化
- 更衣室や休憩室等での一定の対人距離の確保
- 簡易なパーティション(アクリル板等)による密接の防止
- 手洗い時のタオルの撤去(ペーパータオルの利用等) 等

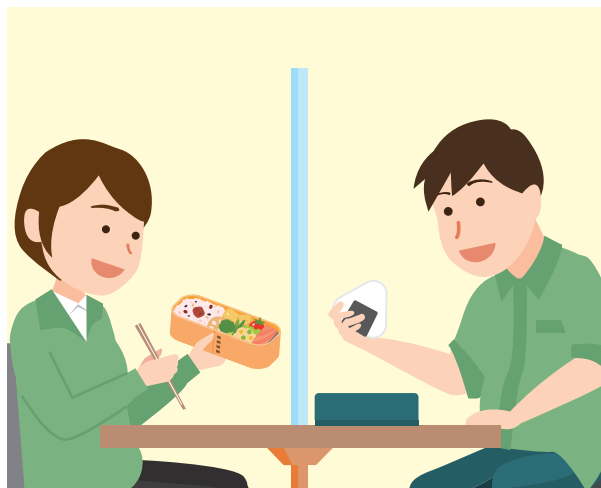
※4…熱中症対策の観点から、気温・湿度が高い日にエアコン等を利用する場合には、必要に応じて定期的に換気を行う。



詰所における時差休憩の導入

当該事例

午前休憩: A班 09:45~10:15、B班 10:15~10:45
昼休憩: A班 11:30~12:30、B班 12:30~13:30
午後休憩: A班 14:45~15:15、B班 15:15~15:45



パーティションで密接を防止



休憩室の窓の常時開放



屋外で対人距離を確保しての休憩



手洗い場所はタオルを撤去、ペーパータオルを使用

【2】感染者が確認された場合の対応

1 従業員・作業員の感染が確認された場合

- ・従業員・作業員が感染した旨を速やかに受注者から発注者に報告する等、所要の連絡体制の構築を図るとともに、都道府県等の保健所等の指導に従い、感染者本人や濃厚接触者の自宅待機をはじめ、適切な措置を講じる。
- ・感染者の行動範囲を踏まえ、保健所等の指示に従い、感染者の勤務場所の消毒を行うとともに、必要に応じて、同勤務場所の勤務者に自宅待機をさせる等の対応を検討する。
- ・感染者の人権に配慮し、個人名が特定されることがないように留意する。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データの取り扱いについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う※5。
- ・建設現場・オフィス内で感染者が確認された場合の公表の有無・方法については、上記のように個人情報保護に配慮しつつ、公衆衛生上の要請も踏まえ、実態に応じた対応を行う。
- ・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)による通知のあった従業員等には、アプリの画面に表示される手順に沿って検査の受診を促す。



接触確認アプリ COCoA



清掃、消毒を行う者は、手袋、マスク、ゴーグル等の眼を防護するものなどの保護具を着用する

※5…個人情報保護委員会「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データの取扱いについて」(https://www.ppc.go.jp/news/careful_information/covid-19/)などを参照。

2 複数社が混在する借用ビル内で同居する他社の社員で感染が確認された場合

- ・保健所等、医療機関およびビル貸主の指示に従う。

厚生労働省より「新型コロナウイルス感染症の陽性者等が発生した場合における衛生上の職場の対応ルール(例)※6」、「新型コロナウイルス感染症による労働災害も労働者死傷病報告の提出が必要です。」、「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に係る労災認定事例」(「職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について(令和2年8月7日基発0807第2号)」)が労使団体の長宛てに通知されているので、参照されたい。

※6…「新型コロナウイルス感染症の陽性者等が発生した場合における衛生上の職場の対応ルール」(https://sp.nichigi.or.jp/site_data/nichigi/files/rule.pdf)

【3】おわりに

「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」は、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが低減し、早期診断から重症化予防までの治療法の確立、ワクチンの開発等により企業の関係者の健康と安全・安心を十分に確保できる段階に至るまでの間の事業活動に用いられるべきものです。ガイドラインは今後も感染症の動向や専門家の知見、対処方法の改定等を踏まえ、適宜必要な見直しが行われます。

ガイドラインの詳しい内容は国土交通省ホームページにてご覧いただけます。

新型コロナウイルス感染症への対応について
- 特設ページはこちら -

HP

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000181.html



FOCUS

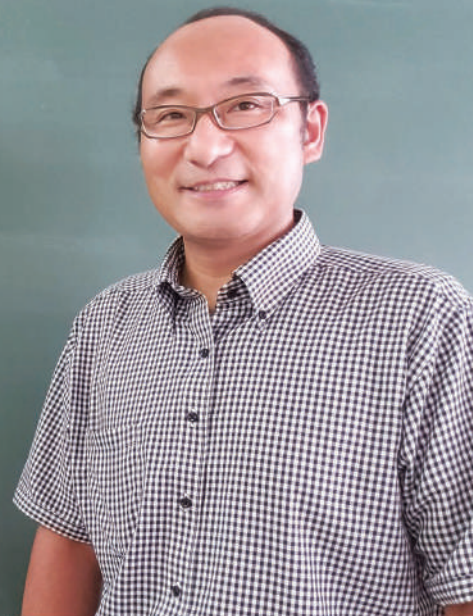
第65回

教師も戸惑う困難さを極めた卒業制作 学んだのは困難な状況に立ち向かう姿勢

1896年、仙台市徒弟実業学校として歴史を刻み始めた仙台市立仙台工業高等学校。同校では「ものづくり立国、日本を支えるエンジニアの育成」を使命に、キャリア教育や資格取得の推進などに力を入れています。こういった教育活動で培った「困難を乗り越える力」を活かし取り組んだのが、2019年の卒業制作。絶滅危惧種であるサイをモチーフにしたモニュメントを制作し、同市施設に寄贈した。活動内容と目指すところを、土木科の櫻井慎先生に伺いました。



リモートでお話をお伺いしました！



仙台市立仙台工業高等学校
土木科

櫻井 慎 先生

諦めではなく打開策を模索 困難にぶつかった生徒の選択

仙台市にある八木山動物公園に展示されている、モルタル製の「サイ」のモニュメント。これは、同校土木科の生徒による卒業制作だ。サイのモニュメント作成をしたきっかけは、仙台市の施設とコラボレーションできないかと同市関連施設のホームページを見ていたときに「世界サイの日」という記事を見つけたことだった。絶滅の危機にあるクロサイ保護のために、できることはないかと考えたのだ。

「最初はサイの色がコンクリートと同じだったことから発想しました。以前、先輩たちがアートモルタルを使用した课题研究をしていたこともあり、『サイの像をつくれませんか』と生徒からアイデアが出てきました。オリンピックイヤーでもあるし、聖火台をつくり、命の灯を絶やさないようにしようというメッセージを込めた募金箱も添えることにしました」

学校側から八木山動物公園に企画を持ち込んで始まった「サイを救おうキャンペーン」だったが、制作期間がとにかく短かった。1週間経っても試作がうまくい

かないことに、生徒たちも先生も焦りを感じた。

「全部をコンクリートでつくと重くなる。そこで硬い発泡スチロールで形をつくり、その上にコンクリートを塗ろうと考えました。しかしこれがうまくいかないんです。一向に状況が進まない様子を見た他の先生から、『諦めてお詫びの連絡をしたほうがいいのでは』と言われたほどです。しかし生徒たちはここで諦めるのではなく、コンクリートを乗せられる土台がどうにかつくれないかと必死で考えました」

最終的には、ペーパークラフトでつくったサイの中に発泡ウレタンを流し込み、その上からコンクリートを塗る方法にたどり着いた。

「想像以上にうまくいきました。時間があったら発泡スチロールでつくり続けたかもしれませんが、完成度を突き詰められたかは疑問です。もうだめだという状況を、何とかしようと模索することで、成功に転じることは多い。今回、生徒もそのことを実感できたのではないかと思います」

また、制作を進める中でサイは密猟が進み、絶滅に瀕していることを生徒たちは学んだ。

「サイの密猟で得たお金が世界各地の暴動の資金源になっていることを知り、『サイを救うことが世界を救うことになる』と、思い入れが強くなったようです。作業の熱も増し、

サイを救おうキャンペーン

に向けて



サイ飼育エリアで実物の観察



幾重にも鍍を刻みリアルさを追求



完成した像は好評で、常設展示に

一生懸命に線を引き入れ皺を表現するなど本当にリアルないい仕上がりとなりました」

資格取得の学びから培った 困難な状況を諦めない力

「サイを救おうキャンペーン」で生徒たちが見せた、困難にもめげない粘り腰の姿勢。これはどのように身につけたのだろうか。その理由のひとつに、同校が積極的に取り組んでいる資格取得の学習が挙げられる。「当校では、2級土木施工管理技士検定試験や危険物取扱者試験、測量士補の取得のために、勉強会を開くなど積極的に取り組んでいます。このときに生徒たちに伝えていることは、資格を取ることも重要だけど、その過程が何よりも重要だということです。以前、私が指導していた危険物取扱者試験の合格率が100%をずっとキープしていました。この調子で、クラス全員受



近隣中学校でのグラウンドライン制作の様子(左)とものづくり大会準備の様子(右)。活動を通し、学んできた技術が社会に認められることで自信をつけ、次第に積極性が増えてきたと櫻井先生

験合格を目指したところ、合格率はガタ落ち。その経験から、教えるテクニックではなく、生徒のやる気が第一なのだと改めて気づかされました」

生徒のやる気を引き出すために櫻井先生がしていることは、最初になぜ資格が必要なのかを生徒が納得するまで説明し、努力する大切さをしっかり指導することだという。「測量士補の問題は見ただけで難しいので、『こんなのできない』と最初は思いますが、しかしやっていくうちにほとんどの生徒が計算問題をできるようになる。そうやって自信を積み重ねて、自分もできるんだと思えることが大事です。困難なことにぶつかっても、『あの時に頑張ったからあの時のようにすればまたできる!』という気持ちがあれば、社会で何かぶつかってもうまく乗り越えられるのではないかと思います。資格取得のための学びを通して、最後まで頑張れる人間になってほしいなと思います」

他の土木科の先生たちも普段から何気なく生徒へ声をかけ、やる気を促進。先生たちの想いを受け取り、生徒のみんなも前向きにそして積極的に勉強に取り組んでいる。

「部活動が終わった後に勉強会を開いていますが、みんな集中しています。中にはOBが仕事で必要になったからと飛び入り参加するなど、大人も一緒になって勉強したこともありました。企業から来て一緒に学ぶ大人の姿を見ることで、資格の必要性を実感できているのではないかと思います」

コロナ禍で導入したYouTube授業 視聴200回で逆転授業の可能性

昨今のコロナ禍を受け、同校では早々にYouTube授業へ移行した。ゼロからのスタートで大変なこともあった。しかし、新たな学びの可能性の方がはるかに多かったと櫻井先生。

「YouTube授業は何度も繰り返し見ることができます。製図の授業を例に挙げると、30人のクラスで200回視聴されている。繰り返し見ながら、勉強しているのはいいことだなと感じています。この姿勢があれば、資格試験対策も逆転授業の手法を活用できそうです。勉強会の内容をYouTubeにアップし、生徒たちは自宅で学習を進める。繰り返し視聴した上で、分からない部分は質問に来るという逆転授業方式は効率的かつ有効だと思います。」

私の推し本!



どちらも部活動で生徒が伸び悩んでいた時に大先輩に紹介していただきその日のうちに本屋で買って読んだ本2冊です。

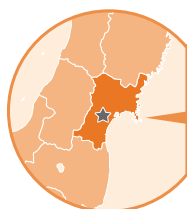
「成功の教科書」

日々悩みながら指導してきましたが、やはり考え方・学び方が大事なんだということを確認することが出来た本でした。系統立てて考えることが出来るようになったので、生徒の成長具合を具体的に認識できるようになりました。

「勝負脳の鍛え方」

どういったよい精神状態でいられるか科学的に説明されていてとても分かりやすい本です。メンタル面でなんでこうしなきゃいけないか説明しづらいところがありましたが生徒にもこの本の内容で説明すると理解してよい状態でプレイするように心がけてくれることが多くなりました。

先生から みんなへ メッセージ



仙台市立仙台工業高等学校

〒983-8543 仙台市宮城野区東宮城野3-1

WEB <http://sendai-c.ed.jp/~sendaith/index.html>

不動産市場の調整は回避できるか

新型コロナウイルスと不動産市場

みずほ総合研究所 チーフエコノミスト 長谷川 克之

新型コロナウイルス感染拡大によって、全ての産業が影響を受けているが、不動産市場も例外ではない。不動産の売買は既に落ち込んでおり、今後、実体経済の下振れに伴い不動産価格や賃料が下落することが懸念されている。そこで今回は、新型コロナウイルスの不動産市場への影響について考察する。

ホテル、商業施設で深刻な影響

新型コロナウイルス感染拡大（以下、新型コロナ）を受けて、不動産売買が大きく落ち込んでいる。4月の緊急事態宣言を受けた営業活動や外出の自粛などから不動産の売買や仲介は激減、宣言が解除された5月以降の回復も緩やかなものにとどまっている。物件視察や売買交渉などが制約され、J-REIT（不動産投信信託）や外国人投資家の不動産取得も大幅に減少しているようだ。

また、売買の減少だけでなく、需給悪化から賃料も低下に転じている。賃料は不動産価格の先行指標として注目されるが、不動産の種類別に見たのが図表である。ホテルや店舗（商業施設）で大きく落ち込む一方で、事務所（オフィス）や倉庫は底堅く推移している。とりわけ、深刻なのがホテルである。インバウンド観光需要が「蒸発」しただけでなく、国内での日本人の需要激減が大きく影響している。宿泊業の売上構成ウェイトを試算してみると、訪日外国人が2割弱、国内客が4割、残りが宴会、婚礼、外販などとなっている。移動制限の緩和や政府のキャンペーン施策により、国内観光需要が緩やかに回復することが期待されるが、感染リスクが払拭されない中では楽観視できない。感染対策を施す必要があることから、供給面からも稼働率の引き上げには制約がある。

また、商業施設も大きな影響を受けている。緊急事態宣言が解除された後も、「三密」を避けるために、部分的な営業再開に留めざるを得ないテナントは少なくない。映画館やフードコートなども大幅な稼働率低下を余儀なくされている。生活必需品関連では根強い需要が存在するし、給付金支給の特需も一部ではあるが、全体としては商業施設を取り巻く環境も厳しい。

今後のポイントはオフィス市場の行方だ。新型コロナ以前は賃料上昇、空室率低下を享受してきたが、その背景には堅調な景気と企業業績の拡大、労働市場の逼迫を背景とした人材確保ニーズや業務の効率化ニーズがあった。それが新型コロナによって一変し、戦後最悪の景気後退、つるべ落としの業績悪化に見舞われ、人手不足感も緩和している。オフィスビル需要が一服し、空室率が上昇に

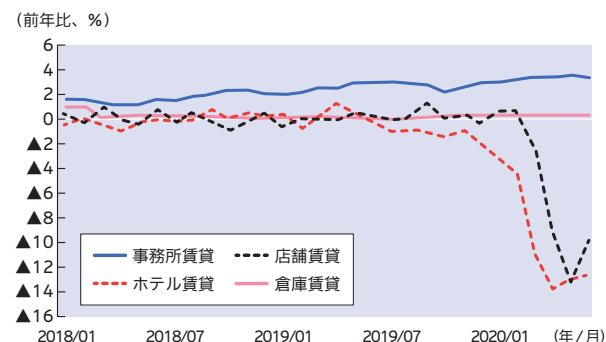
転じることは避けられないだろう。もっとも、オフィス市場の深刻な調整は回避できるというのがメインシナリオである。景気は緩やかにせよ徐々に回復に向かうと見込まれる。金融機関による融資やファンドなどの不動産投資が大幅に細る事態には至っておらず、金融面からの調整圧力は強くない。ただし、ダウンスайдリスクがあることには引き続き留意が必要だ。

新型コロナによる不動産市場の質的变化

さらに、新型コロナによる不動産市場の構造的な変化にも留意する必要がある。新型コロナが契機となり、業種や職種によって格差はあるものの、テレワークの拡大が進んでいる。都心の好立地オフィスへの需要は底堅いと考えられるも、本社機能のあり方が見直され、必要床面積が全体としては減少する可能性がある。

一方で、ソーシャルディスタンスを確保する必要性、サテライトオフィスの拡充、また、多様な働き方を可能とするABW（Activity Based Working、仕事の内容や目的に応じて時間や場所を自由に選択する働き方）の拡大など、ワークスタイルの変革が不動産市場に量的変化だけでなく、質的变化をもたらす公算が大きい。新型コロナによる需要減は逆風とはなるが、ワークスタイルの変革がもたらす不動産の構造変化は戦略の見直しを迫るものであり、それは新たなビジネスチャンスにもなり得るだろう。

図表 不動産の賃料動向



(注)消費税を除くベース。

(資料)日本銀行「企業向けサービス価格指数」より、みずほ総合研究所作成

台頭する建設スタートアップ

日経コンストラクション編集長 浅野 祐一

新型コロナウイルスへの対応やi-Constructionの深化といった動きに沿って存在感を増してきたのが建設系のスタートアップ企業だ。特に建設産業のデジタル化に関連した分野で頭角を現している。

建設市場全体を見ると、新型コロナウイルスの影響によって、建築や住宅の市場については、先行きを楽観視できない状況になっている。一方、公共事業を柱とする土木分野については、引き続き一定の市場は見込める状況にある。そして、この土木を中心とした公共分野では、建設産業のデジタル化の動きが加速している。

その結果、既存の建設会社だけでは開発が困難であったロボットやICT(情報通信技術)を中心に、先進的な技術を持つスタートアップ企業と建設会社が手を組む場面が増えてきた。

建設分野に進出するスタートアップ企業の技術分野は多様だ。ドローンや施工ロボットといった機械関連の技術、画像処理や自然言語処理などデータ処理を基に業務を改善するAI(人工知能)技術、インフラの維持管理を効率化する可能性を持つセンシングやIoT技術などは代表例といえる。

ここでは、注目に値するいくつかのスタートアップ企業を紹介しよう。最初に紹介するのは東京都文京区に拠点を置くライトブルーテクノロジー(Lightblue Technology)だ。2018年に創設したばかりの企業で、AIを使った画像解析や言語処理などを得意とする。同社は清水建設と組んで工事現場における安全管理の高度化を目指している。油圧ショベルに市販のカメラを設置して、映った画像を基に周辺の人を検知して、接触事故などを防ごうという取り組みをスタートさせている。20年度末の製品化を目指している状況だ。

遠隔操縦やコンクリート技術にも背景に見える人手不足

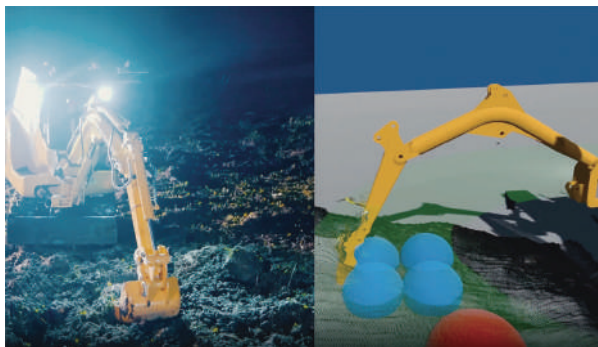
VR(仮想現実)を利用した建機の遠隔操作技術を引き下げて建設産業への乗り込みを狙っているのがエスイーフォー(東京都台東区)だ。VRを通して作業指示を与えると、建機がその作業指示に沿った作業を自ら考えて実施する。三菱電機と共同で、除雪に使えるかどうかの実証試験を岩手県滝沢市で実施。作業をこなした。作業指示を踏まえて建機が自律的に動くので、遠隔操作の壁となる通信遅延などを気にしなくても済む。

緩まないネジの開発などで名を揚げていたネジロウ(NejiLaw、東京都文京区)も注目の1社だ。発明家である社長が様々な依頼に応じて新しい部材や機器を開発する。現在、開発に取りかかっているのがコンクリートの気泡を自動で消失させる商用装置の開発だ。IHIと共同で進めている。

こうした技術を引き下げた会社が台頭する背景には、建設産業における人手不足がある。2025年ごろより顕在化するとみられる人手不足を機械やITで補うために、技術革新を急がなければならないのだ。

技術開発の過程で欠かせないのは、スタートアップの技術を試しやすい環境だ。この点では、国や自治体といった発注機関も積極的に技術開発を促進するような環境整備に努める必要がある。

図1



エスイーフォーが三菱電機と共同で実施した除雪実験の様子。右は作業を指示する際のVRでの画面(写真・資料:エスイーフォー)

図2



ネジロウがIHIと共同で開発するコンクリート気泡を自動で消失させる装置の完成イメージ(資料:NejiLaw)

働き方改革 関連法案に対応!! 建設業の 労務管理

第9回



社会保険労務士法人
アスミル
特定社会保険労務士

櫻井 好美

民間企業に7年勤務後、
2002年櫻井社会保険労務士事務所(社会保険労
務士法人 アスミル)を設立。

【主なコンサルティング・セミナー内容】

就業規則・労働環境整備、人事評価制度コンサル
ティング、賃金制度コンサルティング、退職金コン
サルティング、働き方改革セミナー、管理職向け労
務管理セミナー、建設業向け社会保険セミナー、
介護セミナー、WLBセミナー、女性の働き方セミ
ナー、学生向け働く前に知っておいてほしいこと 等

SUBJECT ▶ 労働契約について

建設業の現状

働き方改革関連法が施行され、今まで労働時間に関心の低かった建設業界においても、労働法に目をむけなくてはならない時期が迫ってきました。今後は、建設業界においても労働法が周知され、その結果、労働環境の法的整備がされていない会社では労使トラブルに巻き込まれる可能性がでてきます。無用なトラブルを防ぐために、まずは、基本的な労働契約書を作成するところからはじめてみましょう。

労働条件の通知

労働者を雇い入れる場合には、労働条件を明示しなくてはならないということになっています。(労働基準法第15条)明示の方法は、原則は書面での交付ですが、労働者が希望した場合はFAX、電子メール等でも可能です。ただし、出力して書面を作成できるということが条件になります。そして、労働条件の通知にあたっては、法律上、明示しなくてはならない内容が決まっています。(右図:「労働条件の明示」参照)

労働条件と雇用契約書

労働条件通知書も雇用契約書も、記載内容はほとんど同じです。違いは、雇用契約書には署名・押印があるということで

す。法律的には、労働条件を明示すればいいため労働条件通知書だけでも構いませんが、「言った、言わない」といったトラブルを避けるためには、双方の合意のある雇用契約書で労働条件を提示することをお勧めします。

有期契約と無期契約

労働条件明示の最初には「期間の定めに関すること」を記載しなくてはなりません。契約ですから、始まりがあれば終わりがあります。無期契約であれば、自分で辞める(自己都合退職)、会社が辞めてもらうことを通告する(解雇)、定年等が契約の終了になります。それに対して有期契約は、期間の定めのある契約となるため、その契約期間満了後の更新の有無および更

新の判断基準がポイントになります。労働法では、簡単に解雇をすることはできません。労働契約を解消するためには、「客観的・合理的で社会通念上相当であるという理由」が必要になります。これは就業規則等で詳細に記載をしておかなくてはならず、現実的には解雇することはかなりハードルが高いことだと考えておきましょう。

有期労働契約の活用

実務上は、有期労働契約の活用もお勧めです。「試用期間中だからやめてもらう」という話をよく聞きます。しかし、試用期間といっても労働契約が成立している以上、簡単に辞めてもらうことはできないのです。そのため、有期労働契約(契約社員)の活用も1つの方法です。有期労働

労働条件の明示

書面の交付による明示事項

- ①労働契約の期間(有期雇用特別措置法による特例の対象者の場合、無期転換申込権が発生しない期間)
- ②期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準(更新の基準) ★ 参考
- ③就業の場所・従事する業務の内容
- ④始業・終業時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇、交替制勤務をさせる場合は就業時転換に関する事項
- ⑤賃金の決定・計算・支払いの方法、賃金の締切り・支払いの時期に関する事項
- ⑥退職に関する事項(解雇の事由を含む)

口頭の明示でもよい事項

- ①昇給に関する事項
- ②退職手当の定めが適用される労働者の範囲、退職手当の決定・計算・支払いの方法、支払いの時期に関する事項
- ③臨時に支払われる賃金・賞与などに関する事項
- ④労働者に負担させる食費・作業用品その他に関する事項
- ⑤安全衛生に関する事項
- ⑥職業訓練に関する事項
- ⑦災害補償、業務外の傷病扶助に関する事項
- ⑧表彰、制裁に関する事項
- ⑨休職に関する事項

契約とは字の通り、労働契約期間を6ヶ月とか1年とか期間を定めて契約する方法です。契約期間中に、適正を判断し、適正がないとすれば契約期間満了で契約を終了することができ、解雇といったトラブルはなくなります。また、一定の期間で様子をみられない場合は、再度更新をしても構いません。ただ、労働者側にとっては、正社員雇用と契約社員雇用であれば、やはり正社員雇用を望む人が多いため、求人においては不利に働くかもしれません。その際には、契約社員の募集要

項に、一定要件を満たした場合には正社員への転換制度もありといった内容を記載しておく、求人側としては、単に6ヶ月等で契約が切られるわけではなく、「頑張れば正社員になれるんだ」という希望を持つことが出来ます。ただし、有期契約の際には、有期労働契約書に『契約更新の有無』という欄があり、こちらを「自動更新」にしてしまうと意味がありません。あくまで適正を判断する期間として使うのであれば「更新する場合がありえる」とすることが大事です。そして『契約更新の判断

基準』という欄を有効に活用することをお勧めします。ここには、例えば6ヶ月の契約の中で、最低限知識・技術としてこれはクリアしてもらわないといけないことや、会社として大事にしていることを守れているか等具体的に記載することにより、働く側も会社側も、どういう社員になってほしいかが明確になり、お互いの目標になるため、労使トラブルをさけるためにも、有期契約を上手に利用することをお勧めします。

★ 参考 有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準

- ①期間の定めのある労働契約については、労働基準法第14条第1項に定める「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」に基づき、労働基準監督署長等は、使用者に対し、必要な助言・指導を行います。
- ②「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」では、期間の定めのある労働契約を締結、更新の際、あるいは雇止めをする場合の留意点を示しています。

雇止めの予告

使用者は、有期労働契約を更新しない場合には、少なくとも契約の期間が満了する日の30日前までに雇止めの予告をしなければなりません。

※雇止めの予告が必要なのは、契約を3回以上更新している場合、または1年を超えて継続雇用している場合です。

雇止めの理由の明示

使用者は、左記の雇止めの予告後に、労働者が雇止めの理由について証明書を請求した場合は、遅滞なく交付しなければなりません。

契約期間についての配慮

使用者は、契約を1回以上更新し、かつ1年以上継続して雇用している有期契約労働者との契約を更新しようとする場合は、契約の実態及びその労働者の希望に応じて契約期間をできる限り長くするよう努めなければなりません。

「労働契約書」の記入例

労働契約書(無期)

(記入例) 労働契約書(無期)

株式会社〇〇建設(以下会社という)と 〇〇〇〇〇〇(以下本人という)とは、以下の条件により労働契約を締結する。

雇用期間	R2年4月1日 ~ 期間の定めなし
勤務場所	東京都〇〇区△△△
仕事の内容	現場作業員
勤務時間	1.始業 8時 終業 17時 2.休憩時間 12時~13時 10時~15時、各15分(合計90分)
休日	日曜日、祝日、その他会社が定める日
所定外労働	所定外労働 ☒ 有 ☐ 無 休日労働 ☒ 有 ☐ 無
休 暇	年次有給休暇 法定通り
賃 金	基本給 280,000円
	諸手当 資格手当 10,000円 通勤手当 12,000円
	割増賃金率 法定通り
	賃金締切日 毎月 末日
	賃金支払日 翌月 15日
	賃金支払時の控除 ☒ 所得税 ☒ 雇用保険料 ☒ 社会保険料 ☒ 住民税
	昇給 ☒ 有 ☐ 無 (4月)
	賞与 ☐ 有 ☒ 無
退職金	☐ 有 ☒ 無
	1. 定年制 ☒ 有 60才 ☐ 無
	2. 継続雇用制度 ☒ 有 65才 ☐ 無
	3. 自己都合の退職手続き 退職する30日前までに届出ること 4. 解雇の事由および手続き 就業規則に準ずる
その他	

・本人は就業規則等に定める諸規則を遵守し、誠実に職務を遂行すること。
・その他、疑義が生じた場合には労働法に従う。

会 社 年 月 日
株式会社〇〇建設
代表取締役 △△△△ 印

本 人 住所 氏名 〇〇〇〇〇〇〇〇 印

労働契約書(有期)

(記入例) 労働契約書(有期)

株式会社〇〇建設(以下会社という)と 〇〇〇〇〇〇(以下本人という)とは、以下の条件により労働契約を締結する。

雇用期間	R2年4月1日 ~ R3年3月31日まで(期間の定めあり)
勤務場所	東京都〇〇区△△△
仕事の内容	現場作業員
勤務時間	1.始業 8時 終業 17時 2.休憩時間 12時~13時 10時~15時、各15分(合計90分)
休日	日曜日、祝日、その他会社が定める日
所定外労働	所定外労働 ☒ 有 ☐ 無 休日労働 ☒ 有 ☐ 無
休 暇	年次有給休暇 法定通り
賃 金	基本給 16,000円
	諸手当 職長手当(月額) 15,000円 通勤手当(月額) 12,000円
	割増賃金率 法定通り
	賃金締切日 毎月 末日
	賃金支払日 翌月 15日
	賃金支払時の控除 ☒ 所得税 ☒ 雇用保険料 ☒ 社会保険料 ☐ 住民税
	昇給 ☐ 有 ☒ 無
	賞与 ☐ 有 ☒ 無
退職金	☐ 有 ☒ 無
契約更新の有無	☐ 自動的に更新する ☒ 更新する場合がある ☐ 更新しない
	契約の更新の判断基準 ・契約期間満了時の業務量 ・従事している業務の進捗状況 ・有期契約従業員の能力、業務成績、勤務態度 ・会社の経営状況 ・その他()
退職に関する事項	・契約更新の有無は、期間満了の1ヶ月前までに通知する ・やむを得ない事情で、期間途中で退職する場合は30日前までに会社へ届け出ること ・やむを得ない事情で、解雇する場合は就業規則に準じて手続きを行う

・本人は就業規則等に定める諸規則を遵守し、誠実に職務を遂行すること。
・その他、疑義が生じた場合には労働法に従う。

会 社 年 月 日
株式会社〇〇建設
代表取締役 △△△△ 印

本 人 住所 氏名 〇〇〇〇〇〇〇〇 印

ポイント!!

有期契約の際は、更新と判断基準が重要



第33回

「象の鼻」に始まった 港ヨコハマ物語

現在、象の鼻パークとして人々の憩いの場となっている地区は、日本が開国したときに港として整備された「横浜港発祥の地」だ。ここに、弓なりの防波堤「象の鼻」がある。元はまっすぐだった突堤が、どうしてこんな形になったのか。いつからこの名になったのか。今回は「象の鼻はなぜ伸びた？」というお話。

象の鼻
神奈川県横浜市

Photo・Text：フリーライター 三上 美絵

大成建設広報部勤務を経てフリーライターとなる。「日経コンストラクション」（日経BP社）や土木学会誌などの建設系雑誌を中心に記事を執筆。広報研修講師、社内報アワード審査員。著書『土木の広報～『対話』でよみがえる誇りとやりがい～』（日経BP社刊、共著）



横浜港大さん橋国際旅客ターミナルに、日本最大の客船「飛鳥Ⅱ」が停泊している。その大さん橋の付け根あたりから横へ張り出している防波堤が「象の鼻」だ。まさにゾウの鼻のように、大きくカーブを描いている。先端まで歩いてみると、鼻の先にあたる部分がくると丸くなっていてドボかわいい。

二度目の来日で象の鼻に 上陸したペリー提督

一帯は、横浜開港150周年の記念事業で、2009年に象の鼻パークとして再整備されたが、この場所に波止場が最初につくられたのは開港と同時なので大変古い。というより、この場所こそが「横浜港発祥の地」なのだ。

じつは1854年3月、ペリー提督が黒船

で二度目に日本へやって来て、上陸したのも象の鼻地区だった。このときに日米和親条約が締結された。

4年後の1858年に日米修好通商条約が結ばれ、「神奈川」が開国港の一つに決まった。貿易で有利になるよう、江戸の近くに港を開きたかった幕府側の提案だ。しかし、アメリカが要望した神奈川湊は東海道の宿場であり、日本人の攘夷派を刺激しかねない。幕府は苦肉の策として、小さな漁村であり和親条約ゆかりの地でもある横浜を「こも神奈川だ」と主張し、開港場にしたいという。

こうして、象の鼻地区に東波止場、西波止場という二つの突堤が建設されたのが、横浜港の始まり。ただし、このときはまだ現在のようにカーブした防波堤ではなく、直線的な突堤が平行に並んでいる状態で、

東は外国船の輸出入貨物積み下ろし用、西は国内船用として使われた。

だが、沖合に停泊した船と行き来して貨物を運ぶ「はしけ」は、波風の影響を受けやすく、荷役ができないこともあり、改良が課題となっていた。

そんなとき、大きな火災が起こる。豚肉料理の店を火元としたことから「豚屋火事」と呼ばれるこの火事で、税関の前身である運上所などが被災。復興に合わせ、波止場の機能も強化することになった。海へまっすぐ延びていた東波止場の突堤の鼻先を西側へ弓なりに延ばし、船着き場と防波堤を兼ねるようにしたのだ。工事は1867年に完成した。

イギリス波止場がいつしか ゾウの鼻に見立てられて

東波止場は当初「イギリス波止場」とも呼ばれていたが、いつ頃からか、その見た目から「象の鼻」の名称を得たようだ。

1896年に内務省臨時横浜建築局が発行した『横浜築港誌』には「其埠頭ハ（略）西方二屈曲シテーノ象鼻形ヲ為セリ」と表現されている。「テーノ」は「丁」の（丁の字のような形の）と読むのだろうか。また私は最初、「象鼻形」は社寺建築に見られる木鼻（柱から突き出た部分に付ける彫刻）の「象鼻」に見立てたのかと思った。当時、本物のゾウを見たことがある日本人はそういないと考えたからだ。



▲象の鼻は小型旅客船の係留施設として現役。防波堤の奥の大さん橋には、飛鳥Ⅱが停泊している。



▲ 防波堤の付け根から先端を見る。弓なりに弧を描く形がゾウの鼻に似ていることから「象の鼻」の名が付いた。

だが、調べてみると、明治時代にはゾウの見世物が流行し、1888年に上野動物園で飼育されるようになって以降、全国でブームになったという。だとすれば、西波止場を訪れ、「ゾウの鼻みたいだね」と思う人は案外多かったのかもしれない。

いずれにせよ、1910年の地図には「英吉利西波止場」、1929年の地図には「象の鼻」と記されていることから、昭和初期にはこの名称が定着していたようだ。

小さな波止場がゾウのように 大きな国際港湾に成長

東波止場は改良したものの、貿易量の増大によってすぐ手狭になり、1889年には港の拡大に着手。これが、前回紹介した赤灯台・白灯台の建つ東水堤、西水堤と鉄製の大きな橋の工事だ。

しんこうweb <https://www.shinko-web.jp/series/5802/>

その後、1917年には西波止場側に「新港埠頭」が完成。横浜港は、設備を備えた近代港湾施設として生まれ変わった。

象の鼻はというと、1923年の関東大震災で被災し、直線的な形状に復旧されていたが、現在は写真のように明治期と同じように美しい曲線を取り戻している。

象の鼻の先端に立って陸を眺めると、内側の船だまりはごく狭い。対岸には「クイーン」の



▲ 関東大震災で沈下した開港初期の石積み護岸の一部が保存されている。



▲ 復元した部分にも古い石積みが使われた。



▲ 防波堤の先端部。対岸にはクイーン(右側)やキング(左端の茶色)が見える。

愛称で知られる横浜税関の建物が目の前に見える。「キング」こと神奈川県庁もすぐ横だ。長い間、日本有数の国際港湾の座をほしいままにしてきた横浜港が、この小さな波止場から第一歩を踏み出したと思うと感慨深い。

アクセス

みなとみらい線日本大通り駅の
出口1から徒歩約3分

10・11・12月は 建設業取引適正化推進期間です



建設業取引適正化推進期間とは

建設業の請負契約において、元請負人と下請負人の不適切な取引が指摘されていることから、国土交通省と都道府県が連携して集中的に取り組む「建設業取引適正化推進期間」を実施し、建設業取引の適正化の推進を図ります。

期間 10月1日～12月28日

主催 国土交通省・都道府県

協賛 (公財)建設業適正取引推進機構

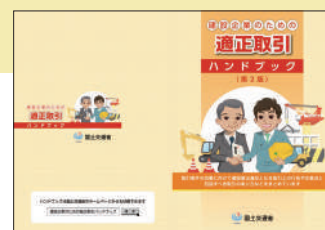
主な取組み

- 建設業法令遵守に関する講習会を各地で開催
- ポスターの掲示
- 立入検査など



講習会の開催について

建設業取引の適正化をより一層推進するため、建設企業等を対象として、各地方整備局及び都道府県等が主催する講習会等を期間内を中心に開催します。



主な講習会メニュー(会場により異なります)

- 建設業法令遵守
- 建設業法の特に工事請負契約等の適正取引のポイント
- 各種相談窓口等の周知
- 建設キャリアアップシステム(CCUS)

など様々な内容についての講演を行っております。

※各会場共に定員に限りがあるため、ご参加を希望される方は、早めのご連絡をお願いいたします。

各種相談窓口等の周知



建設業フォローアップ
相談ダイヤル



駆け込みホットライン



建設業取引
適正化センター

● 北海道地区

・北海道札幌市 12月 1日

● 東北地区

・福島県福島市 11月 11日

・岩手県北上市 11月 13日

・山形県山形市 11月 19日

・宮城県仙台市 11月 20日

・秋田県秋田市 11月 25日

・秋田市 11月 26日

・青森県青森市 12月 2日

・青森市 12月 3日

● 関東地区

・茨城県常陸太田市 10月 1日

・鹿嶋市 10月 8日

・つくば市 10月 14日

・筑西市 10月 21日

・水戸市 10月 23日

● 中部地区

・静岡県静岡市 10月 12日

・三重県松阪市 11月 13日

・四日市市 11月 20日

・伊勢市 11月 27日

● 近畿地区

・福井県三方上中郡 10月 12日

・福井市 10月 13日

・滋賀県大津市 10月 20日

・大阪府大阪市 11月 19日

・大阪市 11月 20日

● 中国地区

・山口県山口市 11月 10日

・広島県広島市 11月 13日

・福山市 11月 26日

・岡山県岡山市 11月 17日

・鳥取県鳥取市 11月 20日

・米子市 11月 24日

・島根県出雲市 11月 25日

・浜田市 11月 30日

● 四国地区

・高知県高知市 11月 27日

・香川県高松市 12月 1日

・愛媛県松山市 12月 9日

・徳島県徳島市 12月 16日

※ 9月25日時点の情報です。 ※新型コロナウイルス感染症対策の関係で、調整中となっている会場がありますので、ホームページ等で詳細をご確認ください。

■ 建設業法令遵守に関する資料の説明動画について

講習会に参加出来ない方等のため、建設業法令遵守ガイドライン改訂の概要並びに建設企業のための適正取引ハンドブックについて説明した動画を国土交通省ホームページ上で配信する予定です。

▶ <https://www.youtube.com/user/mlitchannel>

日時、会場など最新情報はホームページからご確認ください。

建設業取引適正化推進期間

検索

問合せ先一覧

国土交通省 不動産・建設経済局建設業課 03-5252-8111

北海道開発局	事業振興部建設産業課	011-709-2311	近畿地方整備局	建設部建設産業第一課	06-6942-1141
東北地方整備局	建設部建設産業課	022-225-2171	中国地方整備局	建設部計画・建設産業課	082-221-9231
関東地方整備局	建設部建設産業第一課	048-601-3151	四国地方整備局	建設部計画・建設産業課	087-851-8061
北陸地方整備局	建設部計画・建設産業課	025-280-8880	九州地方整備局	建設部建設産業課	092-471-6331
中部地方整備局	建設部建設産業課	052-953-8572	沖縄総合事務局	開発建設部建設産業・地方整備課	098-866-0031

10月は加入促進強化月間です



現場に信頼を、
将来に笑顔を。



建退共は建設業で働く
労働者のための**退職金制度**です。



国がつくった退職金制度なので安心かつ確実！ **制度説明動画配信中** **建退共** **検索**

けんたいきょう

独立行政法人 勤労者退職金共済機構
建設業退職金共済事業本部
〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1 TEL03-6731-2866

建退共の掛金が電子申請で
納付可能になります！

建退共に参加しませんか

福祉の増進と企業の振興のための建設業の退職金制度です

加入できる事業主

建設業を営む事業主

対象となる労働者

建設業の現場で働く方

掛金は

一日 310円

建設工事の第一線で働く優秀な人材確保にも！

特
長

- 法律に基づき運営される国が作った制度
- 建退共加入は「経営事項審査」で加点評価
- 国からの財政上の支援
(国の助成により掛金の一部が免除)
- 掛金は全額非課税(損金または必要経費に算入できます)
- 複数の企業間を就業しても通算して退職金を支給
- 加入の手続きは簡単(各都道府県の建退共支部で加入)

建退共のホームページを、是非ごらん下さい。

建退共

検索



PROFESSIONAL

「早く、確実に、きれいに」
職人として、職長として、責任感ある仕事を

登録防水基幹技能者

株式会社マサル

とよだ めぐむ

豊田 慈さん

1972年10月生まれ 熊本県出身

緻密な作業ときめ細かで丁寧な仕上げが求められる防水工事。建物の規模が大きくなるほど関わる職人たちも増え、一人ひとりの作業のクオリティにバラつきが生まれないよう、確かな管理が求められる。それらの現場を取り仕切っているのが豊田慈さんだ。高校卒業後に建設業界へ飛び込み、ゼロからのスタートだったそう。「入職は先生の紹介がきっかけでしたが、会社に女性の職人がおらず、同期もいませんでした。また、建設業に関わる知り合いも周りにいなかったの、少し不安はありました」と話す。それでも現場へ入ると「先輩たちがとても優しく大事に指導してくださったこともあり、不安な気持ちはおもしろい、楽しいに変わってきました。当時の先輩方には、ただただ感謝ですね」と笑顔を浮かべる。

現在は都心の高層建物など、新築を中心に様々な防水工事に関わっている。自身も職人として手を動かしながら、職長として作業工程を管理する立場にある。仕事をするうえで心がけているのは「早く、確実に、きれいに」の想いだという。「防水工事やシーリング作業に取り掛かるのは工事の中盤ですが、他の工程や天候に左右される場合も多いんです。時間の制約があるからこそ、すばやく丁寧な作業を心がけています」と豊田さん。

2016年に「登録防水基幹技能者」を取得してからは、責任感が一層増したという。「品質やコストへの意識など、今まで以上に責任を持って仕事にあたるようになりました。そうすることで、意見や発言にも自信が持てるようになり、声を発しやすくなりました」と話す。

様々な現場での人との出会いも楽しみのひとつ。「現場監督や関わり合う業者さんなど、いろんな方と一体感を持って仕事できるのは楽しい」と語り、そうした仲間とともに竣工へと向かうにつれ、達成感も高まっていくという。「目の前の建物が何年、何十年と残るんだと思うとやっぱりうれしい。この仕事の醍醐味ですね」。

全くの未経験からはじまり、まもなく30年。「まさらだからこそ素直に、新しいことを吸収できることも多い」と話し、業界にゆかりがなくともやる気のある若手の入職を歓迎する。ゆくゆくは「自分が育てた若手が職長をしている現場で一緒に働きたい」と話す豊田さん。その眼差しは、新たな現場へと向かっている。

登録基幹技能者

熟達した作業能力と豊富な知識と経験を有し効率的に作業を進めるマネジメント能力を備えた技能者です。現場では上級職長などとして活躍しています。